



番号条例施行規則の一部改正の概要

I 改正の趣旨

本市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。）の施行に合わせ、同法第 9 条第 2 項等の規定に基づき、市独自の個人番号の利用及び同一の機関内での特定個人情報情報の授受について、静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（以下「番号条例」といいます。）を定めています。

また、番号条例の施行に関して必要な事項については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（以下「番号条例施行規則」といいます。）で定めています。

今回は、国や関係機関、自治体等の間での特定個人情報情報の授受に関し、番号条例施行規則の一部を改正するものです。

II 骨子案の概要

番号条例施行規則第 16 条、第 31 条、第 32 条の一部及び第 34 条の事務において、庁内での授受を行う特定個人情報として、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 27 条の 2 第 1 項の措置に関する情報（※）を追加します。

（※）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 27 条の 2 第 1 項の措置に関する情報とは、児童福祉法に基づき、児童相談所長の判断により、児童を施設等（児童養護施設、乳児院、障害児施設等）に入所させたり里親に養育を委託したりすることに関する情報のことです。

III 施行時期

施行日は、この規則の公布の日とします。